

平成25年10月30日

消費者庁長官 阿南 久 様
消費者委員会委員長 河上 正二 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
農林水産大臣 林 芳正 様

一般社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本 智子

食品表示に関する要請

3つの法律に分かれていた表示を一元化した「食品表示法」の成立は、一歩前進と言えますが、今後の検討に委ねられたものも多く、そのいずれもが商品を選択する際の重大な情報です。食品流通がグローバル化した現在、分かりやすく詳しい表示こそ「食の安全・安心」の原点であることから、次のことを要請します。

記

1. 食品アレルギーは健康・生命にかかわる重大な問題であり、事故のニュースも絶えません。アレルギー表示は現在、義務づけが7品目、推奨が20品目ですが、これを拡大し、消費者の利用が多い中食・外食における表示を義務づけると共に、食品を扱う事業者への啓発指導を徹底すること。
2. 加工食品の原料原産地表示は商品を選択する際の最大の判断材料です。現在は22食品群と個別4品目が対象ですが、あらゆる食品を対象とすると共に、後を絶たない産地偽装を防止するためのチェック機能を強化すること。
3. 現行の表示制度では、加工食品の「原材料」と「食品添加物」が一括表示されているため区別が付きません。これでは何が原材料で、どれが食品添加物か分かりにくく、購入の際の判断材料とはなりません。一括表示と簡略名を廃止し、物質名と用途を分けた表示とすること。
4. 遺伝子組み換え作物が人間や環境に与える影響は未だ十分解明されておらず、不安を感じている消費者が多くいます。食品における組み換え食品の割合が、原材料の重量で上位3品目以内、かつ5%以上を義務づけている現行制度を改め、使用した食品すべてを対象とすると共に、意図しない混入割合も5%から、欧州連合(EU)並みの1%未満にすること。